

中小企業が大半を占める自動車教習所は、教習生の減少等の事情により厳しい経営を余儀なくされている現状にあり、改正道路交通法の施行に向け、多くの自動車教習所において、教習用貨物自動車の新規取得という積極的な設備投資を促し、トラックドライバーの安定供給につなげるためには、「実際に貨物の運送の用に供される車両総重量 3.5 トン以上の貨物自動車」と同様、「呼び水」となるような税制面の優遇措置を講ずる必要がある。

(2) 施策の必要性

教習用貨物自動車は特別償却等の対象資産となり、今回創設される準中型免許に係る教習用貨物自動車の新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができる。

また、教習用貨物自動車の新規取得は、単に自動車教習所の設備投資を活性化させるだけでなく、1台 500 万円を超える準中型免許に係る教習用貨物自動車の大規模需要については、トラックメーカーも強い関心を寄せているところであり、自動車部品メーカーを始めとする関連中小企業への発注拡大など、経済全体に波及する相乗効果も期待される。

さらに、自動車教習所が高い運転技能を備えたトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界における交通の安全と円滑が図られ、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待される場所である。

以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講ずる必要があり、かつ、改正道路交通法の施行までに準中型免許に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成 28 年度税制改正において措置する必要がある。

本要望に対応する縮減案	—
-------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 27 年度実績評価計画書（国家公安委員会・警察庁） 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保 業績目標 2 運転者対策の推進 （今国会で成立した改正道路交通法により、18 歳で取得可能な車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転するための準中型免許を創設することとし、改正道路交通法については公布後 2 年以内に施行することとしている。）
	政策の達成目標	全国の自動車教習所（平成 26 年末現在で、1,555 所）に 1 教習所当たり 2 台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備し、同免許に係る技能教習の実施体制の整備を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年度からの 3 年間に、準中型免許に係る教習用貨物自動車の自動車教習所への配備を図ることから、租税特別措置の適用期限は、平成 31 年 3 月 31 日とする。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用事業者（法人）数） 平成 28 年度～30 年度 1,431 所
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 そのため、準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資（教習用貨物自動車の新規取得）を強力に後押しすることに資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、物流の効率化や物流業界における交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定しているものであることから、租税特別措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—